

令和 5 年 6 月 1 日

公的年金給付等受給者 様

羽 島 市 長

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）の支給について（ご案内）

食費等の物価高騰に直面し、影響を受けているひとり親世帯を支援するため、該当される方へ下記のとおり給付金を支給します。

収入額等により給付基準に該当される方は申請してください。

記

1. 対象者

公的年金等を受給していることにより、令和 5 年 3 月分の児童扶養手当の支給を受けていない方のうち、給付基準に該当される方

※下記の申請書類②から④で、令和 3 年中（令和 3 年 1 月～令和 3 年 12 月）の年間収入額等を算出した結果、給付基準に該当される方

2. 給付額

児童 1 人当たり一律 5 万円

3. 申請書類

全対象者提出

①低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分） 申請書（請求書）

②簡易な収入額の申立書（申請者本人用）【公的年金給付等受給者】

扶養義務者等がいる場合のみ提出

③簡易な収入額の申立書（扶養義務者等用）【公的年金給付等受給者】

上記②、③の収入要件は満たさないが、所得要件を満たす場合のみ提出

④簡易な所得額の申立書【公的年金給付等受給者】

（裏面に続く）

4. 添付書類 ※3の申請書類に加え、次の書類を添付してください。

- ・申請者の本人確認書類の写し
(運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、パスポート等)
 - ・申請者名義の通帳またはキャッシュカードの写し
(金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる部分)
 - ・戸籍謄本または戸籍抄本
(児童扶養手当の認定を受けている場合は不要です)
 - ・申請者本人及び扶養義務者等の令和3年(令和3年1月～令和3年12月)の年間収入額がわかる書類
(令和4年度(令和3年分)所得課税証明書、給与明細書、年金振込通知書、事業収入または不動産収入の帳簿等)
- ※なお、状況に応じて、上記以外の書類の提出を求める場合があります。

5. 申請方法

申請書類に必要事項を記入し、添付書類とともに羽島市役所窓口に直接、または郵送にて提出

6. 申請先

① 来庁する場合

羽島市役所 子育て・健幸課 手当係 (1階30番窓口)

午前8時30分から午後5時15分まで

(土日祝日および令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く)

※窓口混雑回避のため、来庁日時を事前にご連絡ください。

② 郵送の場合

〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市役所 健幸福祉部 子育て・健幸課 手当係 行

7. 申請期限

令和6年2月29日(木) ※郵送の場合、必着

8. 給付日

申請受付月の翌月下旬(予定)に、申請口座に振り込みます。

支払が決定したら、支払日等を記載した「支払通知書」を発送しますので、ご確認ください。

※申請書類に不備等があった場合は給付日が遅れます。

《申請先・お問い合わせ先》

羽島市役所 子育て・健幸課 手当係

(1階30番窓口)

電話 058-392-1111 (内線 2525)